

審議事項（９）

主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
全体		
本論点整理の考え方に賛同	本論点整理において示されている各論点について、持分プーリング法を廃止することを考えていることを明らかにするなど、コンバージェンスを推進する方向で整理がなされていることに賛同する。	N/A
【論点１－１】持分プーリング法の取扱い		
持分プーリング法を廃止することもやむをえないとする考え方	企業結合の経済的実態には、支配を獲得したとは合理的に判断できないものがあり、企業結合会計基準において持分プーリング法を残した論拠は今なお肯定されるものである。しかしながら、国際的な会計を取り巻く環境の変化や持分プーリング法の適用状況を総合的に考慮すると、持分プーリング法を廃止することもやむをえないと考えられる。但し、廃止する際には、ASBJ として合理的な理由を示す必要がある。 持分プーリング法完全廃止（パーチェス法適用）には事務負担増加が予想されることから、実務上の運営に配慮した形で今後の論点整理を進めて戴きたい。	持分プーリング法を廃止することでどうか
持分プーリング法を廃止することに賛成とする考え方	国際的な会計基準をめぐる環境が大きく変わる中で企業分析を行うアナリストにとっては、国内外の企業間における比較可能性の確保は極めて重要である。こうした中で、持分プーリング法については、適用事例がごくわずかになっている状況に鑑み、特に国際的な摩擦を避けるという観点からも廃止すべきであるとする。パーチェス法に統一することによるメリットとしては、以下が考えられる。 (1)パーチェス法のほうが企業結合後のガバナンスが明確である。(2)パーチェス法による合併のほうがプーリング法によるよりも合併後のパフォーマンス（利益や ROA の改善）が良いという調査結果もある。(3)現状の全く異なる２つの会計処理を企業がある程度（適用基準はあるが）任意に選べるということは、財務諸表の客観性という点で問題が全くないとは言えない。例えば、ある合併では「のれ	

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	ん償却を行わないで済むことが持分プーリング法を選択する理由」という新聞報道もあり、2 つの会計処理の並存が恣意性の温床となっているとの見方を生じさせている。	
	持分プーリング法は廃止する方向で検討すべきであると考ええる。	
【論点 1－2】取得企業の決定が困難な場合の取扱い		
取得企業の決定について十分な留意が必要とする考え方	現実に取得企業の特定が困難な事例があるために、持分プーリング法の存続には理論的な合理性があるとも考えられる。貴委員会調査における持分プーリング法適用 3 事例はいずれも、合併後の議決権比率による判断と、合併後の経営支配（役員構成）による判断が、反対になるケースであった。この 2 つの判断基準は同じ結果をもたらして実質的な買収会社が決まるというのが、従来からの暗黙の前提であったと考えられ、持分プーリング法を廃止した時に混乱が生じないよう、あるいは不合理な結果にならないよう、取得企業の決定については十分な検討が必要である。	国際的な会計基準における取得企業の決定方法を踏まえて、検討する。
	持分プーリング法を廃止した場合に、いずれの結合当事企業が取得企業であるかを判断する具体的指針が必要であると考ええる。なお、具体的指針を検討するに当たっては、会計基準間で取得企業が異なるという事象が発生することがないよう、すなわち、会計基準のコンバージェンスの阻害要因とならない指針となるよう最大限の留意が必要と考ええる。	
	持分プーリング法の廃止に関しては、今後の方向性で述べられるような取得企業の決定が困難な場合の指針などを作成して戴きたい。	
	本論点整理の考え方に同意する。	
【論点 1－3】逆取得又は共同支配企業の形成に係る会計処理		
国際的な会計基準の取扱いと実質的な差異はないとする考え方	本論点整理に記載のとおり、これらについての従来のわが国の会計処理については、国際的な会計基準との間に概念的な考え方において相違はないと考える。	個別財務諸表上の取扱いにおける「持分プーリング法に準じた処理方法」に代えて特別の表現方法は設けないことかどうか。なお、共同支配投資企業における「持分法に準じた処理方法」を廃止して、通常持分法適用と同様に、「差額
	本論点整理の考え方に同意する。	

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
		を処理することとしてはどうか。
共同支配企業の形成の概念の整理の必要性	持分プーリング法を廃止した場合、「持分の結合」に該当するような企業結合が起きた場合（「取得」にあたらなない場合）と共同支配企業（ジョイント・ベンチャー）の形成との概念の整理の必要性につき検討願いたい。	「持分の結合」の概念が残れば、その適用の１つである「持分プーリング法」は廃止され、他の適用の１つである契約で拘束し、すべての共同支配投資企業の同意を要する「共同支配企業の形成」があっても矛盾はしない。
【論点２】株式を対価とする場合の対価の測定日		
コンバージェンスの観点から、取得日を対価の測定日とする考え方	取得した資産が取得日の時価で測定される以上、対価たる株式も取得日の時価で測定するのが自然である。株価は合併直前に合併比率による理論株価に収斂していくと思われることに加え、わが国でも合意公表日と取得日との間に重要な変化があるケースを想定し、重要な変化があれば交換比率の調整や当該企業結合の条件見直しなどの権利を認めている。さらに、合意・公表後に開催される株主総会で否決あるいは修正される可能性が今後高まるであろうことを想定すれば、国際基準に合わせる方向で問題はないと考える。なお、取得日だけの株価で決めると、取得日が近づくにつれて、株価操作に近い売買が行われるリスクがあるため、取得日を含む一定期間の平均株価が望ましいという意見もあった。	〔案１〕企業結合日の時価を基礎に算定する方法と、〔案２〕（従来どおり）合意公表日の株価を基礎とし、企業結合日の株価を基礎とした場合との差額を注記する方法など、引き続き検討する。
	測定日について合意公表時点を基礎とする方法にも一定の合理性は認められるところである点は同意するが、我が国市場関係者にとって会計基準のコンバージェンスが最重要課題である点、企業結合で取得または承継する資産、負債の評価時点との整合性の確保、公表時点における合意内容が有する一定の不確実性の会計処理への影響の排除等を優先し、取得日において測定すべきと考える。	
	論点２についてだけは、株式を対価とする場合の対価の測定日をいつの時点とすべきかについて、我が国の会計基準と国際的な会計基準の取扱いや根拠等を示すに留まり、今後の方向性がどちらであるのか必ずしも明瞭でない論点の整理となっている。さまざまな指摘や見方があること、及び変更した場合の実務に与える影響が少なくないことを理由としているが、そのような状況は論点２に限られた	

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	ことではないと考えられる。短期コンバージェンス・プロジェクトを推進するという議論全体の方向性は明瞭であり、そのような背景を踏まえた対応であることに鑑みれば、論点２のみ現行の取扱いを変更しない方向で今後の議論が進むことは、議論全体として整合的でなくなるおそれがあるものと考えられる。 以下２つの理由から、取得日を対価の測定日とする案に賛成。(1)国際的な会計基準における考え方の方が整合的かつ判断の余地が少ないと考えられること(2)現行の日本の会計基準の考え方のうち、合意公表日以降の株価変動に本来の企業価値とは関係しない影響が混在している可能性があり、合意日までは適切という理由付けは根拠としては乏しいと考えられること	
対価の測定日について場合分けをする考え方	対価の測定日について、主要な条件の合意公表日を基礎とする現行の取扱いは、本来の事業価値等を適切に反映した結果として主要条件の合意に至っていること、また、企業結合の合意公表日以降の株価変動を排除することを踏まえて定められているため、一定の合理性があるものと考えられる。しかし、最近では、合意公表日から取得日までの間に、株価の著しい変化に伴って合意された条件が見直されているケースもあることやコンバージェンスも配慮し、合意公表日と取得日の間に重要な変化がある場合は、対価の測定日を取得日とし、重要な変化がない場合は、合意公表日を基礎とするなど、場合分けをして取り扱いを定めることも考えられるのではないかと。 本論点整理の考え方に同意するが、「企業結合会計基準 三２.(2)③」で規定されている方法も認めるべきである。なぜなら、企業結合会計基準で規定している、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日以前の合理的な期間における株価を基礎に算定する会計処理（以下「合意公表日基準」という。）は、企業結合の会計実務としてすでに定着しつつある処理であり、合理的な考え方に基づいた会計処理であるからである。また、のれんを償却計算する現行の会計基準のもとで取得日の時価により算定する考え方のみを採用した場合、取得日まで取得の対価の算定ができないことは、それをもとに計算されるのれんの金額の見積りも同様にできないことになる。取得日まで企業結合後ののれんの償却負担の計算ができないことは、企業結合スケジュールに支障を来す恐れもあるため、合意公表日基準も認める余地を残すことが必要である。	(同上)

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点３】負ののれんの会計処理		
負ののれんの発生原因を整理したうえで処理を見直す考え方	現行の会計基準では、負ののれんの会計処理は規則的な償却方法が採用され、償却期間は 20 年以内の取得の実態に基づいた適切な期間とされているが、発生原因を特定することが通常困難である負ののれんの償却期間を見積もることは、実務上困難なケースが多い。したがって、負ののれんの発生原因を整理したうえで処理の見直しを行うことに賛成である。見直しの検討にあたり、現行の取扱いは、正ののれんの会計処理方法との対称性を重視して採用されているため、この考え方についても整理する必要があるのではないか。また、負ののれんについて取得日の利益として計上することとする場合、現行の取扱いによる負ののれんの残高の扱いについて、経過措置を設けるかどうか検討を行ってはどうか。	(次回検討予定)
	負ののれんを国際的な会計基準のように考えた場合（通常の経済取引では発生しないもの）でも、また、我が国会計基準のように考えた場合（合理的発生原因を有しないもの）でも、そうした性質を有する負ののれんは将来期間に繰延べるべきではなく、また、会計基準のコンバージェンスの観点からも発生時に利益として認識すべきであると考え。ただし、そのように考える前提として、国際的な会計基準において規定されている、企業結合において取得した偶発事象に係る取扱いとの整合的な基準の整備や、無形資産に関する包括的な会計基準の整備等を行うことが必要であると考え（これらの項目は、結果として現行の我が国会計基準においては負ののれんに一部含まれることとなっていると考えられる）。 負ののれんの発生原因を分析し、被取得企業の識別可能資産及び負債の時価見直しや取得企業が将来負う可能性のある損失が発生原因である場合には引当金又は負債を計上し、それでも差額がある場合には、当該差額はバーゲン・パーチェスと考え、取得した年度の利益として処理すべきだと考える。例えば、取得会社が企業結合後に被取得会社の経営改善する予定で将来発生するコストを見積もって取得する場合、そのための将来の追加コスト相当が負ののれんとして発生し、このような原因により生じた負ののれんは、引当金として処理すべきだと考える。また、会計基準見直し案の公表に際しては、定額法にて償却している既存の負ののれんに関する適用初年度の取扱い（経過措置或いは移行措置な	

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	ど）について、過年度遡及修正との関連も考慮した上で、明確にして戴きたい。 正ののれんを定期的に償却処理する一方、負ののれんを初年度一括利益計上するのは一般的には合理性に乏しいと考えられる。わが国では、負ののれんが発生する企業結合がしばしば見られるところから、論点整理が述べるように、負ののれんの発生原因を整理し、関連する定めを整備することが必要である。ただし、最終的には負ののれんの問題は正ののれんの問題と同時に議論し結論を出すべきであると考えられる。なお、アナリストが企業分析を行うにあたっては、負ののれんにより発生した利益を将来に渡って繰り延べることに違和感があり、企業本来の利益水準の算定にあたっては、負ののれんを排除して考えることが多い。この意味では、負ののれんを一括利益計上する国際会計基準の考え方には親和性がある。 本論定整理の考え方に同意する。	
現行の規則的な償却が妥当な会計処理とする考え方	国際会計基準では、負ののれんの発生原因は主としてバーゲン・パーチェスによるとの論拠の上に発生時の一時利得として計上することが定められているものとする。しかしながら、上場株式の PBR が 1 を下回る企業も多く、負ののれんが発生する要因には、将来収益の現在価値が時価純資産を下回る場合もあるのではないかと考える。資産・負債の時価評価を適正に行えば負ののれんの発生原因を必ずしも解消できるとは限らない。従って、現行の規則的な償却がより妥当な会計処理と考える。仮に変更を検討する場合には正ののれんの取り扱いと同時に検討することが望ましい。	
【論点４】少数株主持分の測定		
全面時価評価法に一本化する考え方	論点整理第 64 項で述べられているように、現時点において、すでに全面時価評価法を採用する企業が大多数を占めており、部分時価評価法を採用する企業は限られていること、また、子会社の株式を現金以外の対価で取得することを想定した企業結合会計基準では全面時価評価法のみが認められていることに鑑み、国際的な会計基準のコンバージェンスに資することを勘案すれば、全面時価評価法に一本化すべきであるとする。 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点や、部分時価評価法を採用する企業が限定的であること等から、部分時価評価法は廃止すべきであるとする。	全面時価評価法のみとすることではどうか。

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	(1)少数株主持分の測定に当たっては、全面時価評価法への移行はやむを得ないが、比例持分額での測定を認めるなど、実務的な観点から配慮戴きたい。(2)今後、部分時価評価方法を認めないとする場合には、全面時価評価方法への移行手続きについても言及戴きたい。 本論点整理の考え方に同意する。	
部分時価評価法の選択を認める考え方	部分時価評価法の選択余地を無くすのであれば、のれんを規則的には償却しない、不動産の時価評価を行なう、当期純利益を記載せずに包括利益を記載する、過年度遡及修正を行なうといった国際会計基準における会計処理がセットで適用されるべきなのではないか。部分時価評価法の選択余地を無くすというだけでは、実態を伴わない多額ののれん償却額が生ずることになると懸念する。なお、この点については武田薬品工業が平成 19 年 3 月期に全面時価評価法から部分時価評価法に変更したときの理由もご覧いただきたい。	支配獲得後の持分変動の際の処理との関係は STEP 2 で検討する。
全部のれん方式の採用について	のれんの計算方式（「全部のれん方式」と「購入のれん方式」）については次の意見があった。①我が国の現状では「購入のれん方式」の方がよいと思われるが、将来を見据えれば「全部のれん方式」の採用も考えられる。②のれんの計算方法を全部のれん方式に改め、少数株主持分を取得日の時価で測定する方法を、採用すべきである。その方が、取得子会社の他の資産・負債を 100%時価で認識する点と整合的である。但し、購入のれん方式と全部のれん方式との選択適用を認める考え方も、当面は否定しない。 我が国のこれまでののれんの会計は、いわゆる「購入のれん方式」によっていると思われる。したがって、「全部のれん方式」を採用する場合は、これまでののれんの会計処理に変更を与えるものと考えられるため、少数株主持分の測定に関連して、のれんの計上を「全部のれん方式」による場合は、その根拠等を明らかにしてほしい。	（短期コンバージェンスの趣旨に鑑み）購入のれん方式のみを検討することでどうか。
【論点５】段階取得における会計処理		
支配獲得日に再評価する考え方	企業が他の企業の支配を獲得することには大きな経済的な意味があり、その支配の獲得が段階的に行われた場合にも、支配獲得日の時価で再評価し、差額が生じた場合に損益を認識することは合理的である。この損益認識を過去の取得によって生じている含み損益の一括認識と捉えれば、第 67 項に書か	（次回検討予定）

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	れているような購入取引による損益認識にはあたらないと考えられる。段階取得の時価再評価は[論点3]の負ののれんの発生事例減少という副次的効果が期待できることもあり、これを支持する。 パーチェス法に基づく企業結合の処理を行う場合、企業を取得する際の取得原価は取得日において当該企業を取得するために必要となる支出額と考えることが整合的であり、国際的な会計基準と同様、支配を獲得した場合には投資の本質的な性質が変化したものと捉え、損益を通じた再評価を行うことは妥当な処理であると考えられる。なお、投資が関連会社株式から子会社株式となった場合でも同様の考え方（投資の本質的な性質の変化を反映した再評価）で処理すべきものであると考える。 本論点整理の考え方に同意する。なお、現行の金融商品会計基準にこのような考え方がないため、個別財務諸表上の対応を含め、当該会計基準の見直しを行う必要があると考えられる。（日本公認会計士協会） 時価主義で進める限りにおいて、一括取得とする方向に異論はない。	
支配獲得日に再評価する理由の明確化	（１）個別財務諸表上、本論点は金融商品会計基準に関するものと考えられる。現行の金融商品会計基準では、段階取得によってその他有価証券から子会社株式になったとしても、その時点で通常は損益が認識されない（金融商品会計に関する実務指針 88 項）ため、個別財務諸表においても同様の取扱いになるのかどうかを明らかにしてほしい（72 項）。 （２）段階取得によって、一般の投資株式（その他有価証券）から関連会社株式となった場合の取扱いや考え方についても、今後の方向性の中で明らかにしてほしい（74 項）。実務上、支配は獲得せず、影響力を及ぼすにとどまる例も多数あると考えられるため、支配か影響力かによる考え方の相違を整理する必要があると思われる。 （３）支配獲得時点において生じる投資に係る累積原価と時価との差額に係る税効果の取扱いについても明らかにする必要があると思われる。 「国際財務報告基準及び米国会計基準が、以前から所有していた被取得企業の持分を支配獲得時の時価によって再評価することを取得企業に求めている理由」として、「原価を累積するという実務は、財務報告における多くの不整合と欠陥につながることになる」とあるが、具体的にどのような不整合	（次回検討予定）

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	を想定しているのか不明確であるため、明確にしていきたい。	
支配獲得日の再評価は慎重に検討する考え方	日本における企業集団の形成は欧米とは異なり段階的な株式取得によるケースが多く見られる。10%程度の投資会社が、段階取得により関連会社となり、その後更なる追加取得により子会社となるケースもあるが、こうした場合に、子会社となった時点で、過去の投資につき時価評価を行い、その評価差額を一時に損益認識することは、投資の連続性を無視するものと考えられる。このような事情を考慮し、慎重に検討を進めて頂きたい。	（次回検討予定）
【論点6】外貨建のれんの換算方法		
決算日の為替相場により換算する方法に見直す考え方	外貨建のれんは在外子会社に帰属すると考えるほうが自然であり、多くの在外子会社が力をつけ、自立している現状にもマッチしている。従って、当該被取得企業の有する他の資産と同様に、外貨建てのれんは決算日の為替相場により換算する方法に変更すべきである。なお、我が国の現行処理は、テンポラル法が採用されていた頃のなごりであると思われ、全ての資産・負債を決算日レートで換算するという現行換算基準にマッチしていない、という見解もあった。	決算日の為替相場により換算する方法ではどうか。
	パーチェス法を適用した結果生じるのれんは被取得企業の超過収益力として捕らえるのが妥当であり、したがって、当該被取得企業の有する他の資産と同様の処理を行うのが妥当であると考えられる。	
	のれんを被取得企業（在外子会社）の資産として計上する考え方に異論はないが、会計基準見直し案公表時には、移行措置についても検討願いたい。	
その他	外貨建ののれんに関する換算については、のれんの償却方法と一体で議論すべきである。のれんの償却問題は別途検討となっているが、処理方法について一貫性のないことがないようにするためにも、同一議論の場で処理方法を決定していくことが望ましいと考える。	
	在外子会社の取得により発生したのれんを被取得企業が有する資産として捉え、決算日レートで換算する考え方の根拠について、明確にしていきたい。	
その他		
企業結合STEP2 （のれんの償	実務上注目されている正の値をとるのれんの規則償却の是非に係る問題については、本論点整理では取り上げられていないが、当該問題については、我が国の実務においては償却した方がよいとする考	N/A

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
却)	え方も強いものと考えられることから、本論点整理とは切り離して議論した方が、短期コンバージェンス・プロジェクトを迅速に進めることができるものと考えられる。	プロジェクト計画表でも示されているように、STEP 2 で取り上げられる見込みである。
	のれん償却の取り扱い、ASBJ では 09 年以降の検討課題となっているが、市場ではのれん代償却後の当期利益を EPS の基準とする例が多く、早めに検討を開始することが望ましい。新規案件ではパーチェス法、減損テスト、のれん代不計上とわかりやすい対応になると思われるが、過去の案件についてどうなるかアナリストの関心が高い。厳密な減損テストの実施でのれん代を一括償却(負ののれん代の場合は一括利益計上)、翌期からのれん代不計上という形がひとつの方法になると思われるが、利益予測に大きく影響するため、早めに指針を出されるよう要望する。	
	「正ののれんの償却」に関しては、コンバージェンスを考える上では避けて通れないので、この後の検討が予定されていると書いてあるが、早急にコンバージェンスに向けた方向で検討すべきである。IASB と FASB の共同プロジェクトとして、既に FAS141R/FAS160 が発行されており、その中ではパーチェス法の取り扱いが大幅に見直され、支配を喪失した場合の処理も大きく変更されているため、早急にそのコンバージェンスに向けた検討を開始すべきである。	
企業結合 STEP 2 （支配獲得日以降の持分変動損益等）	支配獲得日以降の持分変動損益は、新国際基準と同様、資本取引として処理するよう、基準改訂を検討すべきである。連結財務諸表原則に規定されている日本の現行基準も、これまで米国実務でも認められてきた方法であり、合理性に欠ける基準ではないが、コンバージェンスを優先させるべきと考えるためである。	プロジェクト計画表でも示されているように、STEP 2 で取り上げられる見込みである。
	本論点整理はその「背景」に記載されているとおり、欧州証券規制当局委員会から補正措置項目として提案された項目を取り扱っているものであるが、たとえば、支配の喪失を伴わない少数株主との取引による親会社持分の増減の会計処理や、連結子会社が債務超過となった場合の処理などについても、合わせて十分な確認と検討が必要と考える。	
適用時期等	会計基準自体を早期にコンバージェンスする必要性は理解するが、各企業が適用する時期については、会計基準及び関連する監査実務指針、税制改正等が確定した後、十分に余裕をもって対応できるように設定していただきたい。	適用時期については、実務への配慮も考慮して検討する。

審議事項（９）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	プロジェクト計画表によれば、平成 20 年末までに会計基準等の公表が見込まれているが、最終的な会計基準等の適用時期については、企業結合に係る実務又は会計監査実務において支障が生じないように配慮してほしい。論点整理において明らかにされてはいないが、最終的な会計基準等の公表日後、適用時期との間に準備期間ともなる一定期間を入れることにより、企業結合会計に係る会計処理において見直しされた内容の周知が図られ、当該会計基準等の円滑な適用がなされることが期待されるからである。 会計基準変更の適用初年度において過年度取引の修正を要する場合は、利益剰余金や評価・換算差額等に変動が生じる場合でも、資本連結をやり直すことを不要とする等、重要性の観点を踏まえた実務への配慮をお願いしたい。なお、連結決算作業における資本連結手続は、相当程度システムに拠っているところが多いと考えられるため、ロジックの変更に伴う十分な移行期間を設けていただきたい。	
用語の整理	「論点整理」において「取得日」という用語が使われているが、「取得」という用語は、「他の事業の支配を獲得する」ではなく、「対価と交換に特定の資産を購入する」という意味でも用いられてきたことから、「支配獲得日」あるいは「買収日」で統一するのが妥当である。また、「論点整理」で言及されている「超過収益力」は特定の企業評価モデルを想定したものであり、取得企業が DCF 法や株価基準法などを用いている場合には、超過収益力が被取得企業の評価に反映するとは限らないのではないかと考えられる。	検討する。
関連する修正点の一元的確認	今回の見直しに関しては、連結財務諸表原則を始めとした多くの原則、規則、基準の修正が必要になると考えられる。「新会計基準の公表による他の会計基準等の修正について」によって、修正の方法が定められているが、今回の見直しに関する修正については、関連する修正点を一元的に確認出来るような手当てを検討願いたい。	関連する基準等についても改正する予定である。
その他	日本は、納得が得られる明確なヴィジョンが示されない限り、国際会計基準（IAS／IFRS）へのコンバージェンス（convergence）ではなくアダプション（adoption）を行い一挙に国際会計基準との相違を一掃すべきである。	本論点整理の対象外